

地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所の
概要について

平成25年7月

1 法人の概要（定款の抜粋）

項 目	内 容
①目的	公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する。
②名称	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所
③事務所所在地	大阪市（法人本部は森ノ宮）
④法人の種別	一般地方独立行政法人（非公務員型）
⑤役員	<ul style="list-style-type: none">・理事長 1 人（任期 4 年）→市長と協議の上、知事が任命。・副理事長 1 人（任期 2 年）→理事長が任命。・理事 2 人以内（任期 2 年）→理事長が任命。・監事 2 人以内（任期 2 年）→市長と協議の上、知事が任命。
⑥業務の範囲	<ul style="list-style-type: none">・公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導・公衆衛生情報等の収集、解析、提供等・試験機器等の設備及び施設の提供 など
⑦資本金	大阪府及び大阪市が出資する建物について時価を基準として評価した額

2 法人の業務

■法人の役割

◎地方衛生研究所としての機能を着実に遂行（厚生労働省からの強い要請）

・公衆衛生に係る

- ①調査研究
- ②試験検査
- ③研修指導
- ④情報の収集、解析、提供

通じて

- ◆健康危機事象への積極的な対応
- ◆行政機関への科学的かつ技術的な支援を迅速に実施

業務の推進のために・・・

- ◆選択と集中の観点から重点に取り組むべき事項の見定め
- ◆統合・独法化により得られる効果が最大限に発揮されるよう業務の質を向上

○住民に対する情報提供や教育啓発活動を積極的に実施

○国や近畿の地方衛生研究所との連携を図り、中心的役割を果たす

○公衆衛生関連事業者等に対する支援方策を充実

住民の健康増進・生活の安全確保の基盤形成に寄与

3 運営の基本的考え方

■運営方針

○マネジメント機能の強化、充実による運営

- ・法人の責任と権限のもと、自主的な予算執行や弾力的な人事制度の運用により、より質の高いサービスを提供。

○PDCA サイクルによる継続的な業務改善に基づく運営

- ・PDCA サイクルに基づく検証を実施し、その内容を公表することにより、効果的・効率的で透明性のある運営を図る。

○ニーズに対応した運営

- ・地方衛生研究所としての役割を着実に果たしつつ、時代の要請に答えられるよう、きめ細やかに住民ニーズを把握し、研究成果などを迅速かつ的確に住民に還元。

○施設のあり方

- ・法人設立後、当面は現有する2研究所の施設を活用することとするが、第1期中期計画期間中に施設のあり方を検討。

4 財政運営（運営費交付金）

- 法人の運営に要する経費は、「運営費交付金」として、大阪府及び大阪市から法人に交付する。
（法人に対し、円滑な運営を確保するために必要な経費を2種類に分けて、毎年度交付。）

〔運営費交付金の考え方（案）〕

①標準運営費交付金

- ・事業費（管理経費含む。研究所予算＋他部局で全庁的に予算措置されている経費（職員端末機リース費用、職員健康診断費用、職員被服費用など）
- ・人件費
- ・法人化による新規発生経費（雇用保険料負担金、会計監査報酬等）
- ・建物や設備の通常維持管理費
- ・物品（研究設備、機器等の備品）の整備、更新費（法定検定料を含む） など

②特定運営費交付金

- ・退職手当
- ・建物や設備の大規模改修費
- ・新規整備、更新、災害による改修 など

5 財政運営（出資の考え方）

■出資の考え方

- ・建物……………法人に出資する。
- ・土地……………法人に無償貸与する。
- ・工作物、物品及び特許権等の知的財産権……………原則として、法人に無償譲渡する。

6 スケジュール

■法人設立予定時期

時期	主なスケジュール（案）
平成 25 年 2 月	府議会及び市会の議決 ・定款案 ・平成 25 年度当初予算案（法人化準備費）
平成 25 年 9 月	府議会及び市会へ提案 ・法人に承継させる権利案 ・法人への職員の引継条例案 ・中期目標案（※） ・現行の研究所廃止条例案
平成 25 年 11 月～	総務省へ設立認可申請
平成 26 年 2 月	府議会及び市会へ提案 ・平成 26 年度当初予算案（運営費交付金）
平成 26 年 4 月	法人設立（予定）

（※）あらかじめ大阪府市大阪健康安全基盤研究所評価委員会の意見を聴取。